

樋脇総合運動場・樋脇屋外人工芝競技場使用料

※薩摩川内市体育施設条例（平成16年条例第106号）より抜粋

別表第2（第15条関係）

1 薩摩川内市樋脇総合運動場

(1) 体育館

区分				使用料 (1時間当たり)	照明施設使用料 (1時間当たり)
専用 使用	入場料を徴収し ない場合	アマチュア スポーツ・ 文化的催物 のとき	高校生以下	240円	1回路当たり 4灯につき 40円
			上記以外の 者	610円	
		その他のとき		1,220円	
	入場料を徴収す る場合	アマチュアスポーツ・ 文化的催物のとき	その他のとき		
その他のとき			4,880円		
一部 使用	卓球	高校生以下		1面につき 40円	
		上記以外の者		1面につき 100円	
	バドミントン	高校生以下		1面につき 40円	
		上記以外の者		1面につき 100円	
	バレーボール (3分の1使用)	高校生以下		1面につき 80円	
		上記以外の者		1面につき 200円	
	バスケットボー ル・テニス (2分の1使用)	高校生以下		1面につき 120円	
		上記以外の者		1面につき 300円	
ステージのみ				130円	100円
会議室				130円	—

(2) 附属設備

区分		使用料	備考
卓球	高校生以下	1台につき 50円	卓球台・ネット
	上記以外の者	1台につき 100円	
バドミントン	高校生以下	1面につき 50円	支柱・ネット
	上記以外の者	1面につき 100円	
バレーボール・テニス	高校生以下	1面につき 50円	支柱・ネット・アン テナ
	上記以外の者	1面につき 100円	
バスケットボール	高校生以下	1面につき 100円	バスケットゴール
	上記以外の者	1面につき 200円	
フットサル	高校生以下	1面につき 100円	フットサルゴール
	上記以外の者	1面につき 200円	
放送施設		1回につき 1,000円	一式

(3) グラウンド・弓道場

区分			使用料
グラウンド	野球・ソフトボール	高校生以下	1面当たり1時間につき 110円
		上記以外の者	1面当たり1時間につき 280円
		照明施設	1面当たり1時間につき 1,570円
弓道場		高校生以下	1人当たり1回につき 90円
		上記以外の者	1人当たり1回につき 240円

備考

ア 使用時間の1時間未満は、1時間とみなす。

イ グラウンドの照明施設使用料は、1時間を経過した後は30分ごとに上記使用料の半額を徴収する。この場合において、使用時間の30分未満は、30分とみなす。

2 薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場

区分		使用料
屋外人工芝競技場 (6人制コート)	高校生以下	1面当たり1時間につき 240円
	上記以外の者	1面当たり1時間につき 600円
照明施設		1面当たり1時間につき 780円

備考

(1) 使用時間の1時間未満は、1時間とみなす。

(2) 照明施設使用料は、1時間を経過した後は30分ごとに上記使用料の半額を徴収する。この場合において、使用時間の30分未満は、30分とみなす。